

2020年7月27日

エコマーク使用契約者
ご担当者様

エコマークの追加変更等の手続き方法の変更について
【電子メールを活用した提出・結果通知に変更します】

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

平素より、エコマーク事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
エコマークの追加変更等の手続き方法の変更について、ご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、テレワーク等への移行が進むなど働き方自体が見直されつつあります。エコマーク事務局にも、書類の提出方法などに関して、多くのお問い合わせをいただいております。

このような状況下、エコマーク事務局では、各種手続きについてご担当者の負荷軽減や手続きの簡略化・スピードアップを目的に、申請手続きの電子化や押印の一部省略を段階的に実施して参ります。

今回の変更では、エコマーク商品の追加変更等の手続きを、2020年8月3日(月)以降は、下記の通り変更させていただきます。

記

◇「エコマーク商品追加申込書(様式 A)」、「エコマーク商品変更申込書(様式 B)」の提出について

1. 追加変更手続きの事務局への提出について

エコマーク事務局宛の提出は、電子メールへの添付ファイル(PDF形式)による提出に変更します。

提出先：sinsei@ecomark.jp

- ※ 電子メールをご利用いただけない場合は、今までどおり郵送による手続きも承ります。
- ※ 電子メールでの添付ファイルが 25MB を超える場合には、ファイル転送サービスを活用下さい。
- ※ 送付後、1週間以内にエコマーク事務局からご連絡が無い場合には、電子メールが受信できていない可能性がありますので、ご一報いただけますようお願いいたします。
- ※ 不足書類の依頼・提出につきましても、電子メールでの連絡とさせていただきます。

2. 追加変更申込書への押印について

申込書(様式 A および様式 B)には、これまで社印の押印が必要でしたが、今後は押印を不要とします。新しい書式は以下よりダウンロードいただけます。

<https://www.ecomark.jp/guidance/user/change/>

- ※ なお、添付する証明書類につきましては、文書毎に定められた押印ルールに従います。ただし、電子印鑑・電子署名を用いた証明書も受け付けます。

3. 追加変更の結果通知について

これまで、追加変更手続きが完了した際に、エコマーク事務局から承認文書（「エコマーク商品追加申込について（承認）」または「エコマーク商品変更申込について（承認）」）を郵送していましたが、今後は同文書を PDF 形式で電子メール（添付）にて送付します。

◇エコマーク使用契約およびエコマーク担当者に関する変更等の手続きの提出について
以下の手続き書式については、電子メールへの添付ファイル(PDF形式)による提出に変更します。また、エコマーク事務局からの承認通知等も電子メールにて行います。
書式は以下よりダウンロードいただけます。

<https://www.ecomark.jp/guidance/user/change/>

<https://www.ecomark.jp/guidance/user/certificate/>

様式名	付記
エコマーク担当者変更届(様式 C)	従来通り押印は不要です
エコマーク使用契約者変更申込書(様式 D)	
エコマーク使用契約者名等変更届(様式 E)	社名変更以外の変更(代表者名の変更、本社住所変更等)は押印不要とします
エコマーク使用契約の解約願い(様式 F)	
「エコマーク商品認定証」発行申込書(様式 H)	押印は不要です

提出先：keiyaku@ecomark.jp

- ※ 電子メールをご利用いただけない場合は、今までどおり郵送による手続きも承ります。
- ※ 送付後、1 週間以内にエコマーク事務局からご連絡が無い場合には、電子メールが受信できていない可能性がありますので、ご一報いただけますようお願いいたします。

◇その他の手続等について

今回記載した以外の提出書類（新規の申込、使用料の支払い等の手続きなど）につきましては、今回の手続きの変更に含まれていません。今後、事務局内の体制整備(システムの改修等を含む)や第三者認証の信頼性確保とのバランスを考慮しつつ、検討を進めていく予定です。

以上

本件について、ご不明点等ございましたら、エコマーク事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

<本件に関する問い合わせ先>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

E-mail：info@ecomark.jp / Tel：03-5829-6284